

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

#### 徳島県条例第四十六号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第九条第一項（一）及び「第十条第一項（一）の下に「同条例」を加え、同条第二項中「又は」を「、」に改め、「第十八条の四第一項」の下に「、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第九条の二第二項（同条例第十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例第十条の二第二項（同条例第十九条の二第二項において準用する場合を含む。）又は徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例第九条の二第二項（同条例第十七条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。